



宮崎県公報

令和7年6月12日(木曜日) 第619号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

規則

- 土地改良法施行細則の一部を改正する規則……(農村整備課) 1
- 都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施
行期日を定める規則……………(都市計画課) 11

告示

- 生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在
地の変更……………(福祉保健課) 11
- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…(〃) 11
- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施
設の指定……………(漁業管理課) 11

公告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……(団体指導検査課) 11
- 土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(〃) 14

- 家畜商講習会の開催……………(畜産振興課) 14
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……(農村整備課) 14
- 県営土地改良事業計画の策定……………(〃) 14
- 県営土地改良事業の工事の完了……………(〃) 15
- 地図及び簿冊の認証……………(〃) 15
- くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)
に関する令和7管理年度における知事管理漁
獲可能量の変更……………(漁業管理課) 15
- 企業局公告**
- 入札公告……………15
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分の1の数……………17
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の1の数……………17

規則

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第39号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(役員の就任の届出)	(役員の就任の届出)
第4条 法第18条第17項前段(法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)の規定による役員の就任の届出は、就任の日から10日以内に別記様式第3号による届出書に選挙の場合にあっては選挙録の謄本を、選任の場合にあっては選任の状況を記載した書面を添えてしなければならない。	第4条 法第18条第18項前段(法第84条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による役員の就任の届出は、就任の日から10日以内に別記様式第3号による届出書に選挙の場合にあっては選挙録の謄本を、選任の場合にあっては選任の状況を記載した書面を添えてしなければならない。
(役員の退任の届出)	(役員の退任の届出)
第5条 法第18条第17項前段の規定による役員の退任の届出は、退任の日から10日以内に別記様式第4号による届出書によってしなければならない。	第5条 法第18条第18項前段の規定による役員の退任の届出は、退任の日から10日以内に別記様式第4号による届出書によってしなければならない。
(役員の住所及び氏名の変更の届出)	(役員の住所及び氏名の変更の届出)
第6条 法第18条第17項後段(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による役員の住所又は氏名の変更の届出は、変更の日から10日以内に別記様式第5号による届出書によってしなければならない。	第6条 法第18条第18項後段(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による役員の住所又は氏名の変更の届出は、変更の日から10日以内に別記様式第5号による届出書によってしなければならない。
(管理規程の設定等の認可の申請又は協議)	(管理規程の設定等の認可の申請又は協議)
第18条 [略]	<u>(連携管理保全計画等の認可の申請)</u>

	<p><u>第18条の2 法第57条の11第1項（法第84条において準用する場合を含む。）の認可の申請は、別記様式第17号の3による申請書に、省令第48条の13に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>連携管理保全計画</u> (2) <u>法第57条の14第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）の規約及び構成員名簿の写し（当該協議会が組織されている場合に限る。次条において同じ。）</u> <u>(連携管理保全計画等の変更の認可の申請)</u></p> <p><u>第18条の3 法第57条の13（法第84条において準用する場合を含む。）において準用する法第57条の11第1項の認可の申請は、別記様式第17号の4による申請書に、省令第48条の16において準用する省令第48条の13に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>変更後の連携管理保全計画</u> (2) <u>協議会の規約及び構成員名簿の写し</u></p> <p><u>(清算人の就任及び退任の届出)</u></p> <p>第20条 法第68条第4項（法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）において準用する法第18条第17項前段の規定による届出は、別記様式第19号による届出書によってしなければならない。</p> <p><u>(清算人の住所及び氏名の変更の届出)</u></p> <p>第21条 法第68条第4項において準用する法第18条第17項後段の規定による届出は、別記様式第20号による届出書によってしなければならない。</p> <p><u>(清算結了の届出)</u></p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>(所属土地改良区の増減の認可の申請)</u></p> <p>第27条 [略]</p> <p><u>(解散命令によって解散した場合の財産処分の方法の認可の申請)</u></p> <p><u>第22条の2 法第71条の7（法第84条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第69条第1項の認可の申請は、別記様式第21号の2による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>貸借対照表</u> (2) <u>財産目録</u></p> <p><u>(解散命令によって解散した場合の決算報告の認可の申請)</u></p> <p><u>第22条の3 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第71条の認可の申請は、別記様式第21号の3による申請書に決算報告書を添えてしなければならない。</u></p> <p><u>(所属土地改良区の増減の認可の申請)</u></p> <p>第27条 [略]</p> <p><u>(所属土地改良区の合併に伴う解散の認可の申請)</u></p> <p><u>第27条の2 法第83条の2第2項の認可の申請は、別記様式第26号の2による申請書に、省令第52条の4に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業報告書</u> (2) <u>解散決議時の財産目録</u></p> <p><u>(土地改良区連合の権利義務承継の認可の申請)</u></p> <p><u>第27条の3 法第83条の2第3項の認可の申請は、別記様式第26号の3による申請書に、省令第52条の5に規定する書類を添えてしなければならない。</u></p> <p><u>様式第3号（第4条関係）</u></p> <p>[略]</p> <p><u>次のとおり役員が就任したので、土地改良法第18条第17項前段</u></p>
--	---

宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日） 第 619 号

(第84条において準用する第18条第17項前段) の規定により届け出ます。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

次のとおり役員が退任したので、土地改良法第18条第17項前段（第84条において準用する第18条第17項前段）の規定により届け出ます。

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

次のとおり役員の住所（氏名）に変更があるので、土地改良法第18条第17項後段（第84条において準用する第18条第17項後段）の規定により届け出ます。

[略]

(第84条において準用する第18条第18項前段) の規定により届け出ます。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

次のとおり役員が退任したので、土地改良法第18条第18項前段（第84条において準用する第18条第18項前段）の規定により届け出ます。

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

次のとおり役員の住所（氏名）に変更があるので、土地改良法第18条第18項後段（第84条において準用する第18条第18項後段）の規定により届け出ます。

[略]

別記様式第17号の2の次に次の2様式を加える。

様式第17号の3（第18条の2関係）

連携管理保全計画等認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
(電話番号) (郵便番号)
申請者
名称
代表者の氏名

連携管理保全計画等を策定したので、土地改良法第57条の11第1項（第84条において準用する第57条の11第1項）の規定により認可を申請します。

（添付書類）

- 1
- 2
- 3

（注） 1 申請者が複数の場合は、申請者の欄は、連署すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

様式第17号の4 (第18条の3関係)

連携管理保全計画等変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

主たる事務所の所在地
(電話番号) (郵便番号)
申請者
名称
代表者の氏名

連携管理保全計画等を変更したので、土地改良法第57条の13（第84条において準用する第57条の13）において準用する第57条の11第1項の規定により認可を申請します。

(添付書類)

- 1
- 2
- 3

(注) 1 申請者が複数の場合は、申請者の欄は、連署すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第19号（第20条関係） 〔略〕 次のとおり清算人が就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する <u>第18条第17項前段</u> （第84条において準用する第68条第4項において準用する <u>第18条第17項前段</u> ）の規定により届け出ます。 〔略〕	様式第19号（第20条関係） 〔略〕 次のとおり清算人が就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する <u>第18条第18項前段</u> （第84条において準用する第68条第4項において準用する <u>第18条第18項前段</u> ）の規定により届け出ます。 〔略〕
様式第20号（第21条関係） 〔略〕 次のとおり清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項（第84条において準用する第68条第4項）において準用する <u>第18条第17項後段</u> の規定により届け出ます。 〔略〕	様式第20号（第21条関係） 〔略〕 次のとおり清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項（第84条において準用する第68条第4項）において準用する <u>第18条第18項後段</u> の規定により届け出ます。 〔略〕

別記様式第21号の次に次の 2 様式を加える。

様式第21号の2 (第22条の2関係)

財産処分方法認可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住所
(電話番号) (郵便番号)
申請者 氏名

次のとおり、財産処分の方法を定めたので、土地改良法第71条の7（第84条において準用する第71条の7）の規定により読み替えて適用する第69条第1項の規定により認可を申請します。

- 1 財産を処分する土地改良区の名称
- 2 財産処分の方法

(添付書類)

- 1
- 2
- 3

(注) 1 申請者が複数の場合は、申請者の欄は、連署すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

様式第21号の3（第22条の3関係）

決算報告認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
(電話番号) (郵便番号)
申請者 氏名

清算事務が終了し、決算報告を作成したので、土地改良法第71条の7（第84条において準用する第71条の7）の規定により読み替えて適用する第71条の規定により認可を申請します。

1 清算事務が終了した土地改良区の名称

（添付書類）

- 1
- 2
- 3

（注） 1 申請者が複数の場合は、申請者の欄は、連署すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第26号の次に次の 2 様式を加える。

様式第26号の 2 (第27条の 2 関係)

土地改良区連合解散認可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

主たる事務所の所在地

(電話番号) (郵便番号)

申請者

名称

代表者の氏名

総会において解散の決議をしたので、土地改良法第83条の 2 第 2 項の規定により認可を申請します。

(添付書類)

1

2

3

(注) 不要の文字は、抹消すること。

様式第26号の3（第27条の3関係）

土地改良区連合の権利義務承継認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
(電話番号) (郵便番号)
申請者
名称
代表者の氏名

総会において所属する〇〇土地改良区連合の権利義務を承継する決議をしたので、土地改良法第83条の2第3項の規定により認可を申請します。

(添付書類)

- 1
- 2
- 3

(注) 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の土地改良法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第40号

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年宮崎県条例第26号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年7月1日とする。

告 示

宮崎県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
高濱 範久 指圧院たかはま	延岡市柚の木田町1293

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市幸町1丁目57 藤井ビル 102	延岡市柚の木田町12 93	令和7年4月3日

宮崎県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社はらだ整骨院	小林市堤1965-3	令和7年3月31日

宮崎県告示第352号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

関係図面は省略し、宮崎県農政水産部水産局漁業管理課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定（平成25年宮崎県告示第94号）は、令和7年6月30日限り廃止する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
市木漁港 (舳地区) (串間市)	漁港内 指定施設 F 内 番号 1 から 7 で示され た区域 図面に示す	7隻以内	周年

2 指定の適用の日

令和7年7月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	高 間 秀 一	宮崎市田野町乙1670番地8

(任期：令和8年4月20日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	川越和己	宮崎市田野町乙4426番地41

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、木脇土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	齋藤美利	東諸県郡国富町大字木脇4917番地1
理事	福永栄	東諸県郡国富町大字木脇1054番地
理事	海老原洋生	東諸県郡国富町大字木脇5303番地1
理事	高野恭司	東諸県郡国富町大字木脇1583番地1
理事	渡邊純一	東諸県郡国富町大字木脇2620番地3
理事	黒木正晶	東諸県郡国富町大字木脇1270番地
理事	児玉和弘	東諸県郡国富町大字木脇2795番地1
理事	軸丸徳清	東諸県郡国富町大字木脇1724番地1
監事	野津手信介	東諸県郡国富町大字木脇3339番地
監事	森久保健二	東諸県郡国富町大字木脇5253番地2
監事	佐土原敏郎	東諸県郡国富町大字木脇1282番地

(任期:令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中山光一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地
理事	野津手信介	東諸県郡国富町大字木脇3339番地

理事	森久保健二	東諸県郡国富町大字木脇5253番地2
理事	重山周三郎	東諸県郡国富町大字木脇1041番地
理事	中本富治宣	東諸県郡国富町大字木脇2725番地
理事	黒木保行	東諸県郡国富町大字木脇1067番地
理事	日高幸一	東諸県郡国富町大字木脇2856番地1
理事	俵森博年	東諸県郡国富町大字木脇1481番地3
監事	渡邊俊朗	東諸県郡国富町大字木脇1231番地1
監事	下宮園優	東諸県郡国富町大字木脇3429番地
監事	佐土原敏郎	東諸県郡国富町大字木脇1282番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	安藤幸輝	延岡市北川町長井3974番地8
理事	岩佐正文	延岡市北川町長井1137番地2
理事	黒木旭	延岡市北川町長井232番地
理事	藤野金造	延岡市北川町長井396番地
理事	田野展浩	延岡市北川町長井4353番地5
理事	甲斐政博	延岡市北川町長井3867番地
理事	黒田博道	延岡市北川町長井5521番地
理事	木本徳幸	延岡市北川町長井5565番地83
理事	甲斐君博	延岡市北川町長井5372番地
理事	岩倉孝	延岡市北川町長井5261番地2
理事	甲斐京子	延岡市北川町長井3660番地2

宮崎県公報

令和7年6月12日(木曜日) 第619号

監事	佐藤友一郎	延岡市北川町長井4009番地
監事	萩野良和	延岡市北川町長井3664番地
監事	岩佐美知男	延岡市北川町長井1135番地

役名	氏名	住所
理事	岩切一男	宮崎市清武町船引3990番地1

(任期:令和9年4月5日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤友一郎	延岡市北川町長井4009番地
理事	岩佐正文	延岡市北川町長井1137番地2
理事	黒木清旨	延岡市北川町長井 287番地8
理事	藤野金造	延岡市北川町長井 396番地
理事	河野公正	延岡市北川町長井4368番地
理事	安藤幸輝	延岡市北川町長井3974番地8
理事	黒田博道	延岡市北川町長井5521番地
理事	木本一男	延岡市北川町長井5565番地84
理事	甲斐君博	延岡市北川町長井5372番地
理事	岩倉孝	延岡市北川町長井5261番地2
理事	甲斐京子	延岡市北川町長井3660番地2
監事	岩佐美基	延岡市北川町長井 386番地6
監事	萩野良和	延岡市北川町長井3664番地
監事	岩佐美知男	延岡市北川町長井1135番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、田野町鹿村野地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	野崎昌志	宮崎市清武町船引3781番地1

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、木森井堰土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	宇留島兼光	東諸県郡国富町大字森永2466番地1
理事	三秋慎一	東諸県郡国富町大字向高1570番地2
理事	日高千文	東諸県郡国富町大字嵐田2249番地1
理事	松枝晴生	東諸県郡国富町大字田尻 506番地
理事	市元一	東諸県郡国富町大字田尻 523番地5
理事	住吉浩幸	東諸県郡国富町大字向高1401番地1
理事	福田博	東諸県郡綾町大字入野2739番地1
理事	稻澤忠次	東諸県郡国富町大字森永1610番地1
理事	横山秀市	東諸県郡国富町大字嵐田1595番地
理事	日高久吉	東諸県郡国富町大字嵐田1593番地1
理事	杉田久文	東諸県郡国富町大字田尻1646番地1
監事	落合明	東諸県郡国富町大字森永1183番地7
監事	日高一聰	東諸県郡国富町大字嵐田 817番地2
監事	後藤剛	東諸県郡国富町大字竹田1744番地2

(任期:令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	兒玉敏美	東諸県郡国富町大字田尻 529番地
理事	宇留島兼光	東諸県郡国富町大字森永2466番地1
理事	稻澤忠次	東諸県郡国富町大字森永1610番地1
理事	田中敏永	東諸県郡国富町大字向高 691番地3
理事	池上和幸	東諸県郡国富町大字向高1292番地2
理事	福永貞治	東諸県郡綾町大字入野2823番地
理事	靉田裕一	東諸県郡国富町大字田尻 609番地
理事	日高一聰	東諸県郡国富町大字嵐田 817番地2
理事	日高久吉	東諸県郡国富町大字嵐田1593番地1
理事	日高千文	東諸県郡国富町大字嵐田2249番地1
理事	永吉保一	東諸県郡国富町大字田尻1799番地
監事	内村守	東諸県郡国富町大字田尻1818番地
監事	落合明	東諸県郡国富町大字森永1183番地7
監事	後藤剛	東諸県郡国富町大字竹田1744番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、木脇土地改良区(国富町)から令和7年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮丸土地改良区(国富町)から令和7年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、木森井堰土地改良区(国富町)から令和7年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、薩摩原土地改良区(国富町)から令和7年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、令和7年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 令和7年11月6日(木)及び同年11月7日(金)
受付 午前8時30分から午前8時50分まで
講習 午前9時から午後5時まで
- (2) 開催場所 宮崎県庁1号館5階 第3・4会議室
(宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号)

2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあっ旋の事業を営もうとする者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額3,300円の宮崎県収入証紙(消印をしていないもの)及び写真(申込前6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)を貼付し、令和7年10月10日(金)まで(必着)に住所地を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課(電話0985(26)7140)、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、西諸土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により世界農業遺産日之影地区県営土地改良事業(日之影町、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1. 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧期間

令和7年6月12日から令和7年7月10日まで

3. 縦覧場所

日之影町役場建設課内

4. その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
巨田	宮崎市	基幹農道整備事業	令和7年3月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1. 地籍調査を行った者の名称

西米良村

2. 地籍調査を行った期間

令和3年6月11日から令和5年10月31日まで

3. 地籍調査を行った地域

西米良村大字村所、横野の一部

4. 認証年月日

令和7年6月3日

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年6月2日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	17.2トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (4月から6月まで)	4.1トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (7月から9月まで)	0.4トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (10月から12月まで)	0.5トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (1月から3月まで)	1.4トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 (4月から12月まで)	44.0トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 (1月から3月まで)	5.8トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 (4月から9月まで)	6.7トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 (10月から3月まで)	3.6トン

企業局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月12日

宮崎県企業局長 松浦直康

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 企業局工事管理システム構築業務
- (2) 業務の内容 調達仕様書による。
- (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 調達仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の業務名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記1の(3)の業務期間内において次に掲げる場合のい

ずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(オ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理（システム開発含む）であること。

(2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア すべての構成員が、上記(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

(3) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし

、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(6) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(7) 県税に未納がないこと。

(8) 様式1「調達仕様書に関する資料の請求書」を提出し、資料の確認を行うこと。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎市旭1丁目2番2号 宮崎県企業局工務管理課

(2) 期間 令和7年6月12日（木）から令和7年7月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

(1) 場所 宮崎市旭1丁目2番2号 宮崎県企業局工務管理課

(2) 期間 令和7年6月12日（木）から令和7年7月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 様式1「調達仕様書に関する資料の請求書」の提出期間、提出方法及び提出先

※競争入札に参加する資格を有する者で、入札を検討している者は必ず請求を行い、資料の確認を行うこと。

(1) 提出期間 令和7年6月12日（木）から令和7年7月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 提出方法 様式1「調達仕様書に関する資料の請求書」に記載し、電子メールにて送信

(3) 提出先 宮崎県企業局工務管理課 入札・契約担当、電子メール（kigyo-komu@pref.miyazaki.lg.jp）、メール件名：【工事管理】「調達仕様書に関する資料の請求書」について（事業者名）事業者名の箇所には、貴社の名称を記載すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）※「調達仕様書に関する資料の請求書」を受領後、2開庁日以内に別紙2～7の資料を提供します。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件に関する質問については、令和7年7月23日（水）午後5時まで受け付ける。なお、質

問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、宮崎県企業局ホームページで通知する。

- 9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県企業局総務課
 - (2) 提出期限 令和7年7月30日(水)午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)
- 11 開札場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県企業局庁舎7階研修室
 - (2) 日時 令和7年7月31日(木)午後1時30分
- 12 入札保証金
入札保証金については、企業局会計規程(平成14年企業局企業管理規程第6号)第88条の規定による。
- 13 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札参加資格のない者(入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。)のした入札
 - (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
 - (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
 - (7) 入札条件に違反した入札
 - (8) 連合その他不正行為があった入札
- 14 落札者の決定の方法
 - (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 担当 宮崎県企業局工務管理課入札・契約担当
 - (2) 住所 郵便番号 880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
 - (3) 電話番号 0985(26)9774
- 16 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Installation of a "Public Enterprise Bureau Construction Management System" to manage and compile all construction projects and related operations.
 - (2) Time limit for tender: July 30 2025, 5 PM.

(3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefecture Public Enterprise Bureau, Engineering Management Division, Bidding and Contracting Office Address: 880-0803 Miyazaki-shi Asahi 1-chome 2-2 Phone: 0985-26-9774

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年6月1日現在次のとおりである。

令和7年6月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修	
選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,472人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	209,196人

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年6月1日現在次のとおりである。

令和7年6月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修	
宮崎市選挙区	109,274人
都城市選挙区	44,212人
延岡市選挙区	32,049人
日南市選挙区	13,634人
小林市・西諸県郡選挙区	14,138人
日向市選挙区	16,112人
串間市選挙区	4,564人
西都市・西米良村選挙区	8,230人
えびの市選挙区	4,854人
北諸県郡選挙区	6,781人
東諸県郡選挙区	7,054人
児湯郡選挙区	18,095人
東臼杵郡選挙区	7,176人
西臼杵郡選挙区	5,018人

